

令和5年度(2023年度) 吹田市青少年問題協議会会議録(要旨)

開催日	令和6年2月15日(木)	開催時刻	午後3時～4時
場 所	子育て青少年拠点夢つながり未来館 4階 多目的会議室		
出席者	赤尾会長、尾崎副会長、小田根委員、大嶋委員、塩路委員、森田委員、梅村委員、福田委員		
欠席者	無し		
事務局	道場地域教育部長、大川青少年室長、小川青少年室参事、市場青少年室参事、池原青少年クリエイティブセンター館長、前田青少年室主幹、宮本青少年室主幹、荻野青少年室主査		
傍聴者	無し		
案 件	(1) 副会長の選出 (2) 事務局報告 ア 前回の青少年問題協議会からの経過について イ (仮称)吹田市こども計画の検討について ウ こどもプラザ事業「太陽の広場」の民間委託モデル事業について (3) 吹田警察署報告：大阪の少年非行の現状などについて (4) その他		
事務局	<p>青少年問題協議会を始めさせていただきます。昨年7月に委嘱状を発送させていただきましたが、対面で皆様にお集まりいただくのは本日が初めてでございます。恐れ入りますが、委員の皆様、一言ずつ、自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p><b>【各委員自己紹介】</b></p>		
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、本日、会議に出席しております事務局職員を紹介いたします。</p> <p><b>【職員紹介】</b></p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、事務局を代表いたしまして、地域教育部長より挨拶をお願いいたします。</p> <p><b>【地域教育部長あいさつ】</b></p> <p>それでは、ただ今からは、会長に進行をお願いしたいと存じます。赤尾会長よろしくお願いいいたします。</p>		
会長	<p>議事に入ります前に、本日の傍聴希望者の確認をさせていただきます。本日傍聴希望者はいらっしゃるでしょうか。</p>		

事務局	本日、傍聴希望者はいらっしゃいません。
会長	【会長あいさつ】
	【副会長選出】
副会長	【副会長あいさつ】
会長	それでは、本日の会議の資料について事務局から説明をお願いします。
事務局	【資料説明】
会長	ありがとうございました。それでは案件1「事務局報告」について、ア、イ、ウと3件ございますので、まず、アから順番に事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、私から「前回開催からの経過につきまして、御説明させていただきます。資料1「令和3年度 第1回吹田市青少年問題協議会会議録（要旨）」の5ページをご覧ください。前回、「青少年問題協議会をめぐる動向」として、当協議会の在り方につきまして、会長から御提案いただき、各委員から御意見をお聞きしました。8ページ目あたりから各委員の御意見の記載がございます。議論の趣旨といたしましては、「青少年問題協議会」が設立当初の目的として、重要事項である少年非行という社会的問題から数十年が経過し、大きく状況も変化してきたこと。「青少年問題」という定義をどう考えるのかということ。そして、現在では子供・若者という表現にシフトしてきており、多様な課題に対して、各種の施策が展開されてきており、それぞれで検討体制が整備されてきている状況があるため、当協議会を解消していくべきか、継続させていくべきか、当協議会の意義・在り方について、御意見をいただいたものです。そして、今回はこの御意見を踏まえて、市として整理したうえで、再度協議しようということで、前回の協議会は閉会していたものです。前回の閉会から、我々、事務局において市の見解を整理するため、内部での協議を行う中で、今後の方向性を検討していくにあたり、非常に大きな課題として、令和5年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されることがございました。本市にとっても、市政運営に大きな影響が考えられ、同法では、第10条第5項に市町村こども計画の規定があり、本市でも、子供を中心とした基本計画を策定していくのか、どのような形で議論を進めるのかが必須の状況となっており、昨年、児童部が（仮称）吹田市こども計画を検討していく方針をだしました。そして昨年7月からは、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画に関係する所管として、青少年室も検討の会議に入っております。また、近年の青少年問題として、青少年が犯罪等に関わってしまいやすい、社会環境の変化があることもあり、今後も子供・若者を取り巻く、非行や犯罪状況を注視していく必要もあると考えております。これらの状況から、青少年室では、「若者」に対する御意見をお聞きできるのは、青少年問題協議会の皆様であると、考えを整理させていただきました。今後、（仮称）吹田市こども計画につきましては、児童部の所管する「吹田市子ども・子育て支援審議会」で御審議いただき、策定し</p>

て行くものですが、「若者」に関する事項への御意見を青少年問題協議会の皆様にお伺いしながら、児童部と連携していきたいと考えております。また、吹田警察署様からは引き続き青少年を取り巻く非行や犯罪等への状況を随時、お知らせいただき、情報共有を図りたいと思っております。以上により、次年度以降も当協議会を継続させていただきたいと考えておりますので、どうぞ御理解賜りますようお願いいたします。説明は以上です。

会長                    ありがとうございます。ただ今、「事務局報告」アについて、ご説明いただきましたが、委員の皆様、何かご質問ございませんか。

委員                    吹田市のこども計画については、いつ頃策定されますか。

事務局                後ほど詳しくご説明させていただきますが、令和7年4月からの計画となります。令和6年度中に議論を進めて策定に努めてまいります。

会長                    続いて、事務局報告イ「(仮称)吹田市こども計画の検討について」事務局より説明お願いいたします。

事務局                イ (仮称)吹田市子ども計画の検討について、御説明申し上げます。お手元の資料が2から7までありますので、要点を絞って説明させていただきます。まず初めに、資料2の1ページをご覧ください。こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同じタイミングで、こども家庭庁も令和5年(2023年)4月に発足しています。第9条をご覧ください。こども基本法において、政府は、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定することとされています。こども大綱には、①こども施策の基本的な方針、②重要事項のほか、①少子化対策、②子ども・若者、③子供の貧困対策を含むものとされています。第10条第2項をご覧ください。市町村は「こども大綱」を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされています。2ページの第5項をご覧ください。市町村こども計画は、市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画でこども施策に関する事項を一体のものとして作成できる旨の定めがあります。こども施策に関する事項を一体のものとして、定めるメリットとして、市民に分かりやすくなることや、タテ割りが解消され、切れ目のない子ども・若者施策の展開が可能と考えます。次に資料3「(仮称)吹田市こども計画概念図(仮)」を御覧ください。先ほど、申し上げましたように、子ども基本法の規定で「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援」、「子どもの貧困対策」などの子ども・若者に関する計画を一体化して「こども計画」として策定できる旨が定められています。本市でも、これを機に、「子ども・若者」に関する計画を包含する「仮称こども計画」を策定し、令和7年度を始期とする方針です。つぎに「子ども・若者に関する計画」の検討状況ですが、引きこもりや不登校、ヤングケアラーなど、困難を有する子ども・若者への支援や、太陽の広場、土曜日の学校開放など、安心・安全に過ごせる多様な居場所づくりの必要性について、現在、検討しています。また、(仮称)吹田市こども計画における「子ども・若者に関する計画」の検討について、子供の意見を聞くため、アンケート調査を実施しています。資料5であらためて説明させていただきます。

ます。次に資料4-1「こども大綱」(説明資料)をご覧ください。(仮称)こども計画を策定する際には、「こども大綱」を勘案して定めることとなっております。まず2ページをご覧ください。こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」であり、子ども・若者がどのようなことができる社会であるか、が示されています。次に3ページをご覧ください。こども施策に関する基本的な方針が①から⑥まで、示されています。特に②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する という点がポイントであると認識しています。4ページをご覧ください。こども施策に関する重要事項として、特定のライフステージのみではなくライフステージを通して縦断的に実施すべきもの、全てのライフステージに共通する事項を「1 ライフステージを通した重要事項」として示しています。7 つの○の項目があり、こども・若者の計画にかかわりの強いものとしては、○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援○こども・若者の自殺対策、犯罪からこども・若者を守る取組などと考えています。「2 ライフステージ別の重要事項」では、○こどもの誕生前から幼児期まで○学童期・思春期○青年期の3 つに分けられていますが、子ども・若者の主となる取組とは、○学童期・思春期「居場所づくり、不登校のこどもへの支援、高校中退の予防、高校中退後の支援など」○青年期「悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」などがポイントとなるものと考えており、特に高校生以上の施策を青少年室で取りまとめていきたいと考えています。「3 子育て当事者への支援に関する重要事項」については、児童部が中心となってまとめていく予定です。次に5ページをご覧ください。こども施策を推進するために必要な事項が示されています。特に1の「こども・若者の社会参画・意見反映」とは、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者の意見を幅広く聴取して、反映させるように努めることとされています。6ページには、こども大綱における目標・指標が示されています。これらを参考にして、吹田市の仮称こども計画でも目標や指標等を定める予定です。なお、資料 4-2 といたしまして、こども大綱の詳細版をお配りしています。今日は説明を省かせていただきますが、お時間のある時に一度、お読みいただければと思います。次に資料5の「子供・若者の皆さんへ WEBアンケートのお願い」をご覧ください。こども基本法では、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者の意見を幅広く聴取して、反映させるように努めることが定められていますので、(仮称)こども計画に包含される「子ども・若者」部分の計画策定にあたり、アンケートを実施しています。本来なら、委員の皆様の御意見等もいただきながら、アンケートに取り組むべきところではございますが、(仮称)こども計画策定に向けたスケジュールが非常にタイトで、今回は先行して取り組ませていただきました。また、アンケートの実施に当たりましては、高校や、大学等のほか、青少年対策委員会の皆様にもお願いをさせていただきました。スマホやタブレットを日常的に使っている高校生以上を対象にするので、紙ベースの他、QR コードからアンケートの回答ができるようにするなど、取り組みやすいものとなりました。その結果、2月14日現在で、2,571件の回答が寄せられています。ご協力、ありがとうございます。引き続き2月29日まで、取り組んでまいります。なお、アンケート調査で把握しにくいと思われる「支援が届きにくい年代」の意見や課題等につきましては、今後、吹田市子ども若者総合相談センターと連携して対応していただいている「子ども若者支援地域協議会」の構成団体に対して、アンケートを行う予定です。これらのアンケートの分析結果等につきましては、適宜、青少年問題協議会の場で報告させていただきますので、よろし

くお願いします。次に資料6 スケジュールを御覧ください。左の欄のNo.2をご覧ください。「子ども・子育て支援審議会」が、子供・若者計画を包含する「仮称こども計画」の策定について、諮問・答申をする審議会です。青少年問題協議会では、子ども・若者計画の部分を中心に、事務局が素案をまとめますので、次回以降はその素案について、御意見等をいただきたいと思います。「青少年問題協議会」で「子ども・若者」に関わる施策等の計画分について御意見を頂いたものを取りまとめて「(仮称)子ども計画」として一体化して、「子ども子育て支援審議会」でまとめていく考えです。なお、子ども・若者計画の部分を6月末には、「仮称こども計画」に一体化する予定です。そのためには、新年度となります令和6年4月以降、青少年問題協議会の委員のみなさまには4月から6月の間、月1回を基本にお集りいただき、事務局案に対して御意見をいただき、加筆・修正しながら、子ども・若者計画の部分をつとめていきたいと思います。お忙しい中、恐縮ですが、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。「子ども子育て支援審議会」での審議の進捗状況は、青少年問題協議会の委員の皆様方と共有させていただきますので、よろしくお願いいたします。左の欄のNo.3からNo.7までは、仮称子ども計画に包含される第3期子ども子育て支援事業計画に必要なアンケートによるニーズ調査についての項目です。先ほど、述べました子ども・若者計画についてのアンケートは先行して1月9日から2月29日まで取り組んでいます。左の欄のNo.13 のパブリックコメントでございますが、子ども・若者計画を含む「仮称こども計画」全体について、9月から10月にパブリックコメントを予定しています。令和7年2月には子ども・子育て支援審議会を開き、最終承認をいただき、令和7年4月から施行となります。最後に資料7をご覧ください。仮称吹田市こども計画構成(案)でございます。資料4-2としてお配りしていますこども大綱詳細版に示されている項目を網羅しています。なお、見出しの右に示されているページ、例えば、「こども施策に関する基本的な方針」の横に P8 から P14 と書かれています。これは、資料 4-2のこども大綱詳細版の該当ページが P8 から P14 であることをお示しておりますので、参照の上、ぜひご覧ください。裏面をご覧ください。「資料編 吹田市の子ども・若者を取り巻く状況と課題」の4 若者については、今、青少年室で行っているアンケートの分析結果等を掲載する予定です。以上でございます。

会長 ありがとうございます。委員の皆様、何かご質問ございませんか。

委員 アンケートの回答はどれくらいあったのですか。

事務局 令和6年2月14日時点で2,571件の回答がございました。2月29日までアンケートを実施しますので、回答はもう少し増えると思います。

委員 アンケートの対象が、15歳以上となっておりますが、小・中学生を対象としたアンケートは別に実施するのでしょうか。

事務局 小・中学生に対するアンケートにつきましては、計画に関連するものとしましては、過去に吹田市で実施した調査を参考にさせていただくと、教育ビジョンとこども計画を策定するための小・中学生を対象としたアンケートの実施を検討しており、その中で拾える声がありましたら、それを参考にさせていただきたいと考えております。必要に応じてアンケートを取る場合もあるかもしれませんが、現在のところは15歳以上のこのアンケートで実施し

ていこうと思っております。

委員 アンケートの対象年齢が 39 歳までとなっていますが、他の資料では 49 歳となっているものがありますが、吹田市の計画ではどこまでを対象と考えておられますか。

事務局 青少年室の中で、子ども・若者総合相談センターがございまして、39 歳までの青少年とその家族の相談を受けております。子ども・若者育成支援推進法に基づいて、実施しております。その法律が 0 歳から 39 歳までとなっておりますので、39 歳までを対象にしております。

委員 今年の1月 20 日に中学生の主張大会が実施されました。私は毎年行っているのですが、今までのテーマは、いじめが多かったのですが、今年は友達がキーワードとなりました。人間関係が難しくなっているのかなと感じました。おそらく、コロナがあつて、関係をどうしていったらいいか子ども達自身がわからなくなっているといった状況だと感じました。アンケートも大事だと思いますが、こういった声を聴く機会も設けていただけたらと思います。

事務局 子ども基本法の定めでは、子供に関する施策をまとめていくときには、子供の意見を聞きながら進めていかなければならないのですが、国の方でも、アンケートだけでなく、シンポジウムを開いたり、ファシリテーターを派遣したりするような具体的な手法を検討しています。その具体的な案が固まりましたら市町村の方に示されますので、それも参考にしながら何ができるのかも含めて検討してまいります。

会長 校長先生のお立場から何かありますか。

委員 子供達の人間関係ということ言えば、コロナが5類へと分類が変わり、地域行事や学校行事が復活してきた中で、子供達は関係性を構築しなおしているところかなと思います。こども計画については、アンケートの対象が 15 歳以上となっていますが、小・中学生の意見も聴いていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。続いて、事務局報告ウ「こどもプラザ事業「太陽の広場」の民間委託モデル事業について」事務局より説明お願いいたします。

事務局 こどもプラザ事業「太陽の広場」における民間委託モデル事業の実施についてご説明します。資料をご覧ください。1 事業目的についてですが、子供・若者の安心・安全な居場所が社会全体で求められている中、本市では、放課後に児童が安心・安全に過ごすことのできる居場所として、「太陽の広場」を平成 15 年度より実施しています。学校が早く終わる水曜日を中心に毎週開催できることを目標にして、小学校の運動場や空き教室を活用し、地域ボランティアのフレンドさんが見守るなかで、自由に過ごしています。また、各中学校区に設置されている地域教育協議会に委託することで、「地域の子供は地域で守り育てる」という地域教育コミュニティの醸成を高めることも目的の一つとして、全小学校で実施してまいりました。しかしながら、フレンドさんや活動場所の確保が課題となり、月 1 回の開催の学校も複数あり、開催回数には大きな差があります。また、コロナウィルス感染症



委員	【説明】「大阪の少年非行の現状などについて」
会長	ありがとうございました。ただ今、「大阪の少年非行の現状などについて」ご説明いただきましたが、委員の皆様、何かご質問はございませんか。
委員	特殊詐欺の話がありました。私のところにも吹田警察を名乗り、電話がかかってきたことがあります。暗証番号を変えてくださいとか番号を押してくださいと言われ、話をしているとつじつまがあわなくなっておかしいなと思って「なぜそんなことをしないのですか」と言うと、電話を切られました。海外から電話がかかっているみたいでした。
委員	自宅近くにキャッシュカード等を取りに来る通称受け子をスタンバイさせていて、その受け子等で少年が関わっているということがあります。また、特殊詐欺とあわせて大麻を少年が吸っているという問題もあります。
会長	大麻を吸っているとわかるのでしょうか。
委員	臭いでわかります。
委員	大麻の入手は簡単なのでしょうか。
委員	最近は SNS 等で売っています。
委員	学校では啓発をされているのでしょうか。
委員	薬物乱用防止教室は中学校での3年間のうち1回はしていますし、特殊詐欺についての防止教室も実施しています。
会長	ありがとうございました。それでは次第最後の「その他」ですが、事務局からお願いします。
事務局	ご報告させていただきます。次回の青少年問題協議会の開催日程ですが、報告案件でもご説明させていただきましたとおり、令和6年の4月頃から6月頃までに毎月1回程度、開催させていただきたいと考えております。また改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
会長	ありがとうございました。 それでは、本日の会議はこれで終了いたします。皆様、お疲れ様でした。